



Title	1788年「女性の奢侈に関する論考と国民的衣衣服計画」に関する一考察
Author(s)	中本, 香
Citation	Estudios Hispánicos. 2007, 31, p. 159–174
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/97975
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

1788年「女性の奢侈に関する論考と国民的 衣服計画」に関する一考察

中 本 香

はじめに

近世ヨーロッパにおいて、奢侈は、公的にも社会的モラルの点でも、もっぱら批判の対象とされてきた。そこには第一に、自己の快楽のための富の消費を戒めるキリスト教の倫理観が強く反映されている。また、古代共和制国家の質素・平等と公共精神を理想化する立場からも、個人的快楽の追求は容認されなかつた。さらに、絶対君主制下では、平民が豪華な衣服や装飾品によって仮装的に身分を詐称するという行為は、旧来の社会秩序を乱すものとして非難された。

しかし、18世紀に入ると、奢侈に対するこのような否定的評価に大きな変化が生じた。経済思想の発展・啓蒙主義的視点が、奢侈を消費と関連付け、これを国内産業発展と技術革新の推進力として擁護したのである。ここにいわゆる「奢侈論争」の火蓋が切って落とされ、ルソーが悪の源である不平等を論じる中で奢侈を強く批判する一方、ヴォルテールは「豊穣は最高の必要である」として奢侈の効用を強調し、ヒュームやディドロは貴族の無為の象徴である「誇示」的奢侈と、経済活動の成果として生活の快適さや洗練を求めるブルジョアジーの奢侈とを区別したうえで、後者を社会の進歩・文明化の過程の中に肯定的に位置づけた。

スペインでも、特に18世紀後半に、啓蒙思想の影響を受けた官僚や知識人が奢侈を擁護する立場をとった。例えば、当時の評論雑誌『批評家』(*El Censor*)には、「破滅を招き、好色な」ものとして奢侈を批判するカトリック教会の意見に対立し、経済発展に貢献する限り奢侈は「無罪」であると認める論考が掲載されている¹。また、啓蒙主義的自主団体「マドリード県祖国の友経済協会」の会員でもあった経済学者センペレ・イ・グアリノは、著

¹ *El Censor*, Madrid, 1785, Discursos CXXV, CXXVI y CXXVII, cit. por Leira Sánchez, Ameria, "El vestido femenino y el despotismo ilustrado: el proyecto de un traje nacional", Conferencia Internacional de Colecciones y Museo de Indumentaria, 1993, p.237. 同様に、*Correo de Madrid*にも、奢侈を文明化

書『スペインの奢侈と奢侈禁止法の歴史』(*Historia del Luxo y de las Leyes Suntuarias de España*, 1788年)の中で、人類の進化に貢献し産業と商業の発展を促進するものとして奢侈自体の価値を肯定すると同時に、国内の工業発展の機会を奪った従来の奢侈禁止政策を批判した²。

このように奢侈擁護論が優勢になる中で、これに逆行する動きが政府内に見られた。「女性の奢侈に関する論考と国民的衣装計画」(*Discurso sobre el Luxo de las Señoras, y Proyecto de un Traje Nacional*, 本稿ではこれを「女性の国民的衣装計画」と記すことにする)の提出をきっかけに、奢侈品消費を制度的に抑制する試みが、国務長官フロリダブランカ伯爵の主導のもとで計画されたのである。これは、論考の表題からも明白なように、女性の衣服・装飾品のみを規制の対象とする試みであり、計画の実現に際しては、「奢侈の抑制」を任務の一つとして掲げていた「名誉と功績の貴婦人評議会」(La Junta de Damas de Honor y de Mérito)に意見を求める必要があった³。ところが、この要請を受けた「貴婦人評議会」から返ってきたのは痛烈な批判の言葉であった。

スペインの奢侈に関する研究は、主に中世から近世初頭にかけて公布された一連の奢侈禁止令を対象としたものが中心だった⁴。ブルボン王朝期に関しては、特定商品の輸入禁止政策が、重商主義に基づく経済政策の一環として言及されるにとどまっていた。また、「女性の国民的衣装計画」については、フェルナンデス・キンタニーリャによって断片的な情報が伝えられてはいるが⁵、以後、これに着目した研究は服飾文化史の分野からのアプローチに限定されているように思われる⁶。一方で、女性史の分野において、18世紀の女性のアイデンティティの確立という側面から、この奢侈政策に言及す

同様一般民衆にとっての富と豊かさの源と理解すれば、結果的にそれは国家の繁栄の象徴となるとして、節度ある奢侈は奨励すべきであるという意見が掲載された。*Correo de Madrid*, núm. 119 (1787) y núm. 191 (1788), cit. por. García Romeu, Emilia (coor.), *Vestir la identidad, construir la apariencia*, Madrid, 2004, pp.122-123.

2 「最終的に、政府が最大に注意を傾け監視すべきは、外国の商品の流入を可能な限り減らし、贅沢品が全て国産品となるようにすることである。」Sempere y Guarionos, J., *Historia del luxo y de las Leyes Suntuarias de España*, Madrid, 1788, p. 209.

3 「貴婦人評議会」の創設を定めた1787年8月26日の王令には、組織の任務の一つとして「奢侈(傾向)を抑えること」が明記されていた。op. cit. (*Vestir la identidad...*), p.144.

4 代表的なものに、González Arce, José Damian, *Apariencia y Poder: La legislación suntuaria castellana. En los siglos XIII y XV*, Jaén, 1988.などがある。

5 Quintanilla Fernández, Paloma, "Un traje nacional femenino", *Historia* 16, no.30, 1978, pp.115-121.

6 op. cit. ("El vestido femenino..."). 同著者の研究として、"El vestido en tiempos de Goya", *Anales del Museo Nacional de Antropología*, núm.4, pp.156-187.など。

るものも登場している⁷。

本稿は、「女性の国民的衣装計画」の史料としての重要性に改めて注目し、これが考案された背景の考察と「計画」の全体像の再構築を通じて、カルロス3世期の経済社会政策の意義と問題点を分析するとともに、「貴婦人評議会」の返答の中に、より進歩的な価値観の表出を見出すことを試みるものである。

1. 奢侈の経済的有害性と「国民的衣装計画」

1788年2月、M.O.というイニシャルの女性が、論考「女性の国民的衣装計画」を国務長官フロリダプランカ伯爵に提出した。これは、女性の着衣に見られる奢侈傾向の有害性を強調し、解決策として「国民的衣装」の制定を提唱するものであった。間もなくこの論考は、フロリダプランカ伯爵の命を受けて、王立出版所（Imprenta Real）から小冊子の形で出版され、その後同伯爵の推薦文つきで「マドリード経済協会」内の「貴婦人評議会」に送られることとなる（1788年6月）。

ところでこの論考の著者、M.O.とは誰だろうか。残念ながら詳細は不明であるが、この問題に関する研究の第一人者であるフェルナンデス・キンタニーリャの「この論考はひとりでに（por sí solo）に分析された。どれほど名門の家系の者であろうが、国務長官という立場の人間に、直接的にしかも匿名で文書を提出する勇気のある女性などいるはずがなかった」という指摘からも⁸、実はフロリダプランカ伯爵自身が教養ある女性の振りをして執筆したものである可能性は否めない。いずれにせよ、少なくとも伯爵が「女性の国民的衣装計画」の実現に強い期待感を示したのは事実である。したがって、この論考は、カルロス3世末期の政府の経済・社会問題に対する考え方を少なからず反映しているとみなすことができるだろう。

では、この計画に込められた奢侈批判の意味とは何だろう。その答えは、計画の立案に直接的着想を与えたデンマークの前例（1783年1月20日の王令）に見出すことができる。このデンマークの王令は、国内市場が外国産の奢侈品であふれているという現状とそれが国家財政と国内産業に引き起こしている損害を「この上ない苦痛」とし、奢侈品の消費を制限したものである。これを、「スペインにとって、これ以上適した資料・考察はないと思われる。

7 Bolufer Peruga, Mónica, "Culture and Gender in Spain : The Ambiguities of Enlightenment", *History Workshop Journal*, no.46, 1998, pp. 261-267.

8 op. cit. ("Un traje nacional..."), p.120.

同様の改革のためにスペインが取るべき政策の筋道は全て、この資料の中に正確に記されている」と賞賛していることからも⁹、この計画が家父長主義的な産業保護という経済理念に基づいた問題意識を出発点としていることは明白である。つまり、当時のスペインにおいて奢侈品とはすなわち輸入品であったことに有害性を認めていたのである¹⁰。そして、そのような商品の中心は、特にブルボン王朝の成立後、宮廷の女性を通じて広く普及するようになったフランスの流行の品、つまり、外観を競い合う女性たちが身に着ける衣服や装飾品であり、今回の「国民的衣装」計画が女性を対象とした理由もそこにある。このような問題関心の所在は、「我々はみな知っている。女性の奢侈の中心となっている薄綿、レース、刺繡、エストファ織（estofas）¹¹が、国外からもたらされているということを。そして、流行という名の（物に対する人の）好みは本質的に絶えず変化するものであるがゆえに多様化し、その消費が増大するということを。その結果、貿易収支は外国にとってかなり有利に傾き、諸外国を富裕化させながら我が国を貧しくするということを」という一文にも明白に表れている¹²。

以上は、贅沢品を求める傾向が国家に直接的にたらす損害であるが、一方で、「（女性が）新しい晴れ着を購入するために僥幸するせいで、全員が粗末で病人のような食生活を強いられている家族が多数みられる」¹³など、女性の贅沢が家計を圧迫し、「沢山の家族が不適切な奢侈のために崩壊していた」¹⁴。

9 *Discurso Sobre el Luxo de las Señoras...*, pp.10-11.

10 この点に関してM.O.は、奢侈擁護論者の「奢侈は工業・マニュファクチャーを促進し、商業を盛んにし、王国を繁栄させる」という主張を、奢侈品の輸入国であるスペインの経済政策には適用できないとして否定した。*Ibid.*, pp.16-17. 同様の趣旨で、「フランスやイギリスのように、スペインがこの種の商品（奢侈品）を生産でき諸外国に供給できるというならば、流行という名の女性の好みを多様化させ、また商業都市の評判を高める一そしてその結果工業製品の販売が促進される一きっかけになるという点で、奢侈を容認するのは適切であろう」とも述べている。*Ibid.*, p. 23.

11 フランス語のestofeに由来するスカート用の生地。薄手の毛織物で、黒地に花柄の模様が入っていた。Dávila Corona, Rosa María y otros, *Diccionario histórico de telas y tejidos*, Salamanca, 2004, p.83.
12 *Discurso Sobre el Luxo de las Señoras...*, p.19.奢侈品の対価として外国、特にフランスに流出する貨幣について、M.O.は「女性が一日あたり、外国産の衣服・装飾品の購入に費やす金額は8オーチャボ（注：1オーチャボ＝2マラベディ銅貨）だろう。・・・スペインに居住する550万人の女性たちが、流行の品、奢侈品の購入に年間118.088.235レアルを費やしているということだ」と述べ、大雑把な試算であることを自ら認めながらも、その額の大きさを強調した。また、被害はスペイン本国にとどまらなかった。というのも、「マルティニーク島にはパリと同様に非常に豊富で豊かな商品を揃えた倉庫が数多くあり、そこから帽子や薄綿、その他の女性用装飾品が我々の領土（アメリカの植民地）に発送されている」からである。*Ibid.*, pp.21-22.

13 *Ibid.*, p.14.

14 *Ibid.*, p.11,

そのうえ、「奢侈品を身に着けたがる女性を養うことは自分にはできないと思つて結婚に踏み切れない男性が多い」ために、奢侈は婚姻率の低下ひいては人口減少まで引き起こし¹⁵、最終的には間接的ながらも国家に重大な損害を招くと考えられた¹⁶。要するに、「女性の国民的衣装計画」の考案者M.O.にとって、奢侈とは、「眞実と言葉の正確さが求められるならば、それはスペインの腐敗でありペストであると呼ばれるべき」悪だったのである¹⁷。

2. 奢侈の社会的有害性と「国民的衣装計画」

では、奢侈を抑制するためには、どのような方法が取られるべきだろうか。最も単純な方法とは、その使用を禁止することである。しかし、いわゆる奢侈禁止令については、M.O.も、「法の力が拒絶されたという事例は、全ての王国に見られる。スペインでも、前世紀にも今世紀にもかなりの法令が一ほとんど忘れられてはいるが一出されてきたが、それらに対する不服従が公布直後から観察された」と述べているとおり、その効果は期待できなかった¹⁸。その意味で、次のような一連の記述は重要である。

「そのような法令（奢侈禁止令）は、服装の自由に慣れている民衆にとっては受け入れがたいものである。なぜなら、彼らから自由が奪われるのと引き換えに、規定を遵守しようという気にさせる利点が提示されないからである。・・・国家にとって都合が良いからという理由で特定の衣服の輸入を禁止すれば、人々は個人の自由が損なわれたと感じる。彼ら自身の利益のために、そして国家の繁栄のためにそれらを禁止するならば、彼らは興奮し、熱狂しながらそれに服従するだろう。

国庫にとって有害な特定の（商品の）輸入が禁止される結果、あらゆる商品を着用する権利や、自分の魅力を引き出しあるいは体型を良く見

15 これを裏付けるために、住民台帳などのデータからも、虚榮心の低い地域ほど人口が多いことを次のように記している：「農村部では人口が増加する一方で、都市部では人口が減少している」。*Ibid.*, pp.25-26.

16 *Ibid.*, p.27.

17 例えば、「ペルシャの帝国、ギリシャ、ローマ、その他、奢侈の犠牲となつたがためにもやは歴史の中になつか存在しない国々は、奢侈の加速に抵抗しない國家が脅かされるべき崩壊を証明する好例である」など、危機感を煽る記述も見られる。*Ibid.*, p.27.

18 *Ibid.*, p.29. 女性の服飾品に関するもので、国内産業の保護・育成を目的とした禁止令の一例としては、モスリンの輸入禁止ならびに輸入品の使用禁止を定めた1770年7月24日の王令が挙げられる。この際、この時点で商人の手元にあった商品に関しては、6ヶ月の販売禁止猶予期間が認められたが、その後これが2年延長されたことからも、この商品に対する需要の高さがうかがえる。*op.cit. (Vestir la identidad...)*, pp.128-129.

せる（のに役立つ）と本人が思っている装飾品を身に着ける権利が奪わると女性に言えば、彼女は権利を奪われる見返りとして何の利点も提示しないこの法令に徹底的に抵抗するだろう。しかし、彼女たちが華美な服装をする目的、すなわち技術（＝装飾）の力を借りて生まれつきの容姿をより良くすること、同じ階級の女性たちと同じくらい輝くこと、それに加えてスペイン女性の評判を世界に轟かせることができ、大きな費用をかけることなく達成できる計画が提案されれば、その計画を知りたい、そしてそれを実現したいと考えない女性などいようか。」¹⁹

すなわち、使用禁止令を単に押し付けるのではなく、国家にとってはもちろん、女性にとっても有利な政策を立案しなければならなかつたのだ。

女性にもメリットのあるものとして納得させる方法を考案するには、贅沢な服装の背景、女性が着飾る要因を理解する必要がある。M.O.によれば、「女性が過剰に華美な服装をするのは、次の2つの事柄を考えているからである。一つは、生まれつきの容姿に人工的な技術（＝飾り）を加えることによって外観を良くすること。もう一つは、衣装の豪華さの点で、同じ階層の女性たちに引けを取らないということ」である²⁰。すなわち、奢侈の要因は女性の虚栄心、競争心にあったといえる。

衣服・装飾品も含む外観に大きな注意を向けるという女性の態度は女性の「本質」であったが²¹、特にそれが顕著になったのは18世紀に入ってからのことだった。ブルボン朝成立後、マドリードはパリを中心とするブルボン王朝文化圏の「辺境」となった²²。そして、パリから大量にもたらされた華やかな宫廷文化、とりわけファッショնは、まずは有力貴族たちの間で流行し、その後それを小貴族やブルジョアジーが模倣する形で普及したが、それと共に競争もますます激化したのだった。それには、社会における女性の文化的空間が17世紀までと比べて開放的になったことにも関係していた²³。例えば散歩は、18世紀以

19 *Discurso sobre el Luxo de las Señoras...*, pp.29-31.

20 *Ibid.*, p.28.

21 18世紀に入つて、伝統的な批判的見解に対し、女性の「美」を婚姻と子孫繁栄を促すもの、「自然な戦略」として正当化する見方も出てきた。いずれにしても、それを女性の「本質」と見ることでは意見が一致していた。Bolufer Peruga, Mónica, "La imágen de las mujeres en la política sobre el lujo (siglo XVIII)", *VII encuentro de la ilustración al Romanticismo : La mujer en los siglos XVIII y XIX*, Cádiz, 1993, p.182.

22 例えば、18世紀、富裕層の間で若者の「宫廷めぐり」（correr cortes）すなわち留学が流行したが、実際には「宫廷」はほぼパリに限定された。

23 17世紀までの「閉鎖性」を象徴する一例として、来客をもてなす際、女性は主人たちとは別にestradoと呼ばれる応接室で接客したという事例を挙げることができる。

後に普及した「社交活動」である²⁴。このような公共の場における交流を通じて女性は流行を察知し、新しさ・豪華さを競い合ったのだった。ちなみに、どのようなフランスかぶれの洒落者は、男性は「ペティメトレ」、女性は「ペティメトラ」（フランス語のpetit maitreをスペイン語風にしたもの）と呼ばれた一方、そのように彼らを揶揄した下町の粹な庶民は、「マホ」、「マハ」と呼ばれた。

ところで、一部の女性にとって、競って着飾ることは呪縛でもあった。「耐えられない程の出費を余儀なくする衣服の多様化（流行の変化）を抑えようとする法令が出されることによって、その鎖から解放されることを望んでいた」女性もいたのである²⁵。そこで提案されているのが、女性に「国民的衣装」すなわち「制服」を定めるという政策である。なぜなら、「服に多様性を求めることができなくなれば、女性たちが新しい華美な衣服を取り入れることで競い合うことはなくなるからだ」²⁶。つまり、M.O.は、女性の間で競い合う必要な無い環境を制度上整えようとしたのだ²⁷。ただし、「制服」とはいっても、この言葉から連想される無機質なものではない。それは、「気品にあふれ、非常に美しく、壮麗で、優美な衣装」でなければならなかった²⁸。

しかし、これでも計画は完璧ではない。なぜなら、被服費で家計が圧迫されることのない身分の高い女性にとって、「制服」は下層の女性たちとの識別を不可能にするという意味で屈辱的なものであり、到底受け入れられるはずがなかったのである。そこで、M.O.が参照したのが、男性の軍服の例である。彼女は、女性同様服装に気を遣う洒落者「ペティメトレ」が入隊した場合を想定し、「大尉、大佐、中将は、一介の兵士と同じ服装をしても屈辱を味わうということはない。なぜなら、房飾り付肩章（las charreteras）、飾り紐（los galones）、刺繡（los bordados）によって区別され、みながそれによって彼らの正体を認め、適切な尊敬を向けてくれるからだ」と述べるなど、軍服に付けられる階級章をヒントにしたのだ²⁹。

以上のような全体的考察をした後、M.O.は「女性の国民的衣装」制定のための具体案を25条項に渡って示している。当然、その中には、下記のとおり、

24 その他、

25 *Discurso sobre el Luxo de las Señoras....*, p.15.

26 *Ibid.*, p.32.

27 競争がなくなると、「財産が自由にならなかった家族が、公衆の集いの場において、服装のせいで惨めな思いをすることはなる」ことが期待できた。*Ibid.*, pp.32-33.

28 *Ibid.*, p.39.

29 *Ibid.*, pp.36-37.

国内産業の保護という前提に立った重商主義的規定も設けられている。

「これらの衣服の材料または生地は、スペイン産のものとする。また、原糸も国産であることが極めて重要である。」(第3条)³⁰

「これらの衣服の装飾品として、外国産の薄綿 (las gasas)、綿レース (blondas)、レース (encaje) を付けることを避け、代わりに国産のリボンを使用するのは非常に有益である。国内にはかなり繊細で趣味の良いリボン（製造業）が存在するからである。また、それらに加えてカタルニャの綿レースも使用すればよかろう」(第8条)

しかし、規定の大部分が充てられたのは、女性の身分・階級に応じて指定される衣服および階級章に関する説明だった。第一に、生地の品質や装飾の量によって値段の異なる三種類のドレス、すなわち一番高級な「スペイン型」(la Espanola)、二番目に高級な「カルロス型」(la Carolina)³¹、三者の中では一番簡素な「ブルボンまたはマドリード型」(la Borbonesa o Madrileña)を設定し(第1条)³²、巻末には資料として各々の版画が挿入された(図1～3参照)。さらにこの3種類のドレスを、用途に合わせてそれぞれ3つの等級に区分しなければならなかった。ただし、「それぞれの本質的な部分(型)を変化させてはならない」というのもこれ(3パターンのドレスをさらに細分化すること)は、布地あるいは装飾品の品質や色など、非本質的な要素のみによる多様化だからだ」とされた(第7条)。このようにして、9種類のドレスが存在することになった。

次に、「階級あるいは身分に応じて女性の序列を定め、(これら9種類のドレスから) それぞれに適当な衣服を対応させる」必要があった(第10条)。当時の社会において女性の序列は、夫、父、息子、兄弟の社会的地位によって決まつた³³。ところでこの「女性の国民的衣装計画」の中では、差し当たり、一定以上の社会的地位にある女性に限定して認められる「許可」として

30 *Ibid.*, pp. 41 y 44.

31 国王カルロス3世に敬意を払ってこのように名づけられた。

32 「カルロス型は用いられる布地の品質と、飾りが比較的少ないという特性のために、スペイン型よりも安価でなければならない。それは、それを着用する女性たちにとって、購入が大きな負担となつてはならないからである」(第5条)、「ブルボンあるいはマドリード型は、三者の中で最も安価な衣装であること。またそれが持つ優雅さを損なうことなく女性たちが自由にアレンジでき、必要なときには他の装飾を加えられるような、簡素なスタイルのものとする」(第7条)。*Ibid.*, pp.41-43.

33 例外的に、女性自身が、「社会的貢献や名誉ある活動、あるいは国家のために特別な貢献したことにより、名誉を示す表徴でもってその栄誉が称えられる」場合も想定された(第22条)。*Ibid.*, pp.54-55.

これを定めることにした。なぜなら、「それ以外の一般的な女性は、（最初に制服着用が適用される、社会的地位が上位の女性たちと）同じ特権を得ようとして着用許可を求め、強制された場合には拒絶するであろう衣服を自らすんで着用するようになる」（第11条）と期待されたからであった³⁴。

こうして、当初この制度を適用する対象を、大貴族の家系の女性から、中央政府・地方の行財政の上級役人と軍隊幹部の妻・娘・母・姉妹までに限定し、これらを7つのグループに分類したうえで、それぞれに対して、国王謁見などの盛装の日、それ以外の日、外出時の3つの用途に応じたドレスならばに階級章が定められた。これに関する第12条～第19条の記述から、以下のようにまとめることができる。

以上のように「女性の国民的衣装計画」は、18世紀前半に顕著であった国内産業保護政策を踏襲しているのと同時に、社会的地位が同じレベルの女性たちに「制服」を定めることによって虚栄心に基づいた競争を解消し、全体的奢侈傾向を抑えようとする試みではあったが、それ以上に、この計画の関心は、服装という側面からの女性社会の序列強化に向けられていたといえる。というのも、当時のマドリード社会では、「ペティメトラ」が競って奢侈品を着用した結果、身分の違いが衣服に反映されないという状況が生まれていたのである。ブルジョアジーの奢侈品消費は彼らの社会的上昇を裏付けるものであり、中でも豪華な衣服・装飾品の着用は、他者に顯示されるという点で、社会序列における境界線の曖昧化を可視的に示すものだった。したがって、身分制の秩序に立脚した絶対主義の王権にとって、そのような状況は非常に危険なものと捉えられたのである。興味深いのは、「ペティメトラ」が貴族的服装を模倣した一方で、一部の大貴族の女性が下町の平民女性「マハ」の服装を真似るという現象が見られたことである³⁵。形は同じでも、布地や装飾品の品質には当然比較にならないほどの違いがあり、そのような貴族女性と「マハ」の識別が不可能になることはなかったが、いずれにせよこれも旧来の秩序を乱す行為に違ひなかった。このような社会のボーダレス化を象徴する服装の自由化を阻止し、「上層の女性たちを際立たせる」³⁶ 制服を定めることこそ、「女性の国民的衣装計画」の真の目的だったのだ。

34 *Ibid.*, p.46.

35 その代表例がアルバ女公爵であり、ゴヤが描いた肖像画にもマハの格好でポーズを取る彼女が登場している（図4）。また貴族の中には、「マホ、マハ」の代表的存在である闘牛士、俳優、音楽家たちのパトロンとなる者もいた。このような、現象をマヒスモ（majismo）という。

36 *Ibid.*, p.38.

表 「国民的衣服」制度が適用される女性と用途別ドレスおよび階級章

ランク	盛装用ドレス	一般的なドレス	外出時のドレス	階級章
一 等	スペイン型一級	カルロス型一級	ブルボン型一級	両腕に銀糸の刺繡
二 等	スペイン型二級	カルロス型一級	ブルボン型一級	右腕に銀糸の刺繡
三 等	スペイン型三級	カルロス型二級	ブルボン型二級	左腕に銀糸の刺繡
四 等	カルロス型一級	カルロス型三級	ブルボン型二級	両腕に銀の飾り紐
五 等	カルロス型二級	カルロス型三級	ブルボン型二級	右腕に銀の飾り紐
六 等	ブルボン型二級	ブルボン型二級	ブルボン型三級	左腕に銀の飾り紐
七 等	(記述なし)	ブルボン型二級	ブルボン型三級	両腕に赤またはピンク色の絹のリボン
準七等				夫と同じ階級章（房飾り付肩章かブーツの飾り紐）

*各ランクに属する女性については、次のように記されている。

一等 : las Grandes de España

二等 : las mugeres, hijas, madres o hermanas de los que tengan tratamiento de Excelencia, y las de los Camaristas o Ilustrísimos

三等 : las parientes de los que tengan tratamiento de Señoría, como las de los titulos de Castilla, los de los Consejos del Rey, los Oficiales de las Secretarías del Despacho, los Superintendentes con jurisdicción, Intendentes de Provincia, Contadores y Tesoreros de Exército de primera clase

四等 : las mugeres, hijas, madres y hermanas de los Comisarios de Guerra, Tenientes Coronelos, Sargentos mayores, Tesoreros de Exército de segunda y tercera clase, Contadores y Tesoreros de Rentas en la Corte, Gobernadores del resguardo del Campo de Madrid, Administradores, Contadores y Tesoreros generales de Provincia, y los Vistas y Fieles principales de las Aduanas

五等 : las de los Capitanes y sus Tenientes, y las de los Oficiales de las Contadurías y Tesorerías generales de la Corte, y de las Administraciones y Aduanas de Provincia, y las de los Administradores de Partido, subordinados a las Administraciones principales, y Comandantes generales de resguardo

六等 : las de los Subtenientes del Exército, y las de los Contadores, Oficiales Contadores, Interventores, Tenientes de Fieles y Vistas de las Administraciones de Partido, Administradores particulares, y Tenientes Comandantes

七等 : las de Sargentos, Visitadores y sus Tenientes, Guardas mayores, Cabos y Escrivanos de Rondas, y Porteros de Oficinas

準七等 : las Señoras de Militares de mar y tierra, desde Subtenientes hasta Coronelos

また、上記以外の職業の妻・娘についても、今後、フロリダブランカ伯爵の指揮の下で議論・決定がなされ、全国の「祖国の友経済協会」を通じてその決定事項が伝達される旨も記された（第23条）。

3. 「貴婦人評議会」の批判

この計画は、フロリダプランカ伯爵を通じて、「マドリード県祖国の友経済協会」の下部組織である「貴婦人評議会」の議長モンティホ女伯爵³⁷へと送られた。この時添えられたフロリダプランカ伯爵からの推薦文に、国産の布地・装飾品を使い、上品さ、優雅さ、軽やかさが表現される服のデザインを提案する者に1000レアルの賞金を与える旨が書かれている点にも、計画の実現に向けた彼の熱意がうかがえる³⁸。

ところが、「評議会」からの返答は否定的なものだった。反対した第一の理由とは、国内産業には、計画で示された衣服・装飾品を全て供給できるだけの生産力が備わっていないという実態にあった³⁹。二つ目の理由として指摘されたのは、「国民的衣装」と銘打ち、「国を特徴付けるような優美な衣装」⁴⁰の導入を目指した計画であるにも関わらず、挿絵の中で示された「スペイン型ドレス」、「カルロス型ドレス」、「ブルボン型ドレス」が、実際にはフランス風の衣装に他ならないという矛盾である。この点については、同じ頃『スペイン衣装全集』(*Colección de trajes de España, 1777～89年?*⁴¹)を手がけていたファン・デ・ラ・クルスが、「計画」が公表された直後に発表した作品（作品番号80）の中で、スペイン女性の象徴であるマンティーリヤ（頭から肩にかけて被る伝統的なショール）とバスキニーヤ（スカートの上に重ねてはくペチコート）も含めて「カルロス型ドレス」を描いたことにも、「貴婦人評議会」と同様の批判が込められているといえよう（図5）⁴²。しかし実際には、「国民的衣装計画」にも、外出時に規定のドレスの上からマンティーリヤとバスキニーヤを着用する旨の言及が見られるように⁴³、これらの存在が忘れられていたわけではない。国民性すなわちスペイン人のアイデンティティを反映させることは、「国民的衣装計画」においては、あくまでも二次的、

37 9歳のときに父方の祖父から伯爵位を継承。フランス語翻訳などの活動を行った後、1787年に創設された「貴婦人評議会」の初代メンバーとなり、工業分野における女性労働力開発、女子教育の拡充、孤児問題の解決などを提唱した。

38 op.cit. ("Un traje nacional femenino..."), p.120.

39 op.cit. (*Vestir la identidad...*), p.150.

40 例えば第12条には、「マンティーリヤを被ると（腕の）階級章が見えなくなるという理由で、マンティーリヤ自体に別途階級章を付けたいならば、それを許可する。」という一文がある。*Discurso Sobre el Luxo de las Señoras...*, pp.46-47.

41 全集の終了時期については特定されていない。少なくとも82番までの作品の存在が確認されており、その中の78番が1788年に出版されていること、ファン・デ・ラ・クルスが1790年2月に死去していることから、その時期は88～89年と推測される。

42 op.cit. (*Vestir la identidad...*), pp.155-156.

43 *Discurso sobre el luxo...*, p.46.

三次的な問題に過ぎなかつたのだ。

さて、反対理由の第三点目として挙げられたのは、「流行遅れにならない服などない」というものだった。つまり、「評議会」は、現時点で「国民的衣装」が「優雅だ」という理由で受け入れられたとしても、その優美さは普遍的ではなく、否定される時が必ず来るだろうと考えたのである⁴⁴。このような服装の永久的な固定化の難しさに加え、服装の強制の実現性にも疑問が呈されている。この意見を述べるにあたり、モンティホ女伯爵は、1766年の「エスキラーチェ暴動」の事例を想起している。これは、マドリードの男性の間で愛用されてきた伝統的な長い外套（capa）とつば広帽（chambergo）の着用禁止令に対する民衆の反発を契機として勃発した暴動であり⁴⁵、彼女はこのことを念頭に置きながら、「外見に対する虚榮心があまり強くないと思われる男性の場合でも、一つの服装を強制するのは困難な取り組みであるとすれば、女性に同様のことを課すことはさらに難しいだろう。したがって、男性の前例なくして女性にこれを導入させることは決して成功しないだろう」と述べたのだった⁴⁶。

そして、モンティホ女伯爵は、最終的に、「表徴を通じた階層化は、極めて困難あるいはほぼ不可能であるうえに、嫌悪すべきもので、非常にリスクの大きい結果を伴うだろう」と述べて、M.O.が示した恣意的で不条理な強制力を痛烈に批判した⁴⁷。さらに、「教育によって習慣が改良され、その点に関する思想や意見—これらは我々の活動が解決し指揮するものである—が修正されない限り、衣服と装飾品に見られる深刻な無秩序は決して根本的に解決されないだろう」⁴⁸として、奢侈問題の解決には教育を通じた慣習と価値観の改革が不可欠であるとの見解を示した。

「評議会」のこのような意見は、スペインを代表する啓蒙主義者でマドリード県経済協会の議長としても様々な分野の改革を主導したホベリヤーノスにも共通点を見出すことができるものである⁴⁹。構成員14名が全て名門貴族の

44 op. cit. (“El vestido femenino...”), p.239.

45 丈が長く、顔の下半分を覆うようにして着用した外套と、目を隠すほどつばの広い帽子は、覆面性を持つものと考えられ、このことが犯罪を助長しやすいという理由で禁止されたのだった。エスキラーチェとは、この服装取締令を提唱・実行したイタリア出身の官僚の名前である。

46 op. cit. (*Vestir la identidad...*), p.150.

47 op. cit. (“El vestido femenino...”), p.240.

48 op. cit. (*Vestir la identidad...*), p.150.

49 ホベリヤーノスは、女性が贅沢品を求める要因として、他人よりも目立ちたいという自然な願望に加え、男性と比較して社会的地位の上昇の展望に限界があることや、女性に可視的な地位の象徴や美しい外見を女性に求める価値観を挙げ、それを解決するには教育による価値観の変革が必要であると主張した。op. cit. (“La imagen de las mujeres...”) pp.182-183.

女性でありながら、保守的反応を示すことなく、むしろ啓蒙思想の発展、自由主義の萌芽を思わせる態度を示したことは特筆に値する。

「評議会」からの以上のような意見に対し、M.O.は反論を返したが、結局ここでも前回の主張を繰り返すばかりで、「評議会」を論破するだけの説得力は持ていなかった。また、この件については、世論も敏感に反応している。風刺雑誌『マドリードの魅力』(*El Duende de Madrid*)にも、「魂がひと度虚榮心に取りつかれると、自分の魅力を捨てることなど決してできないだろう」と述べるなど、強制的な服装統制計画の脆弱性を批判する記事が掲載されている⁵⁰。実際に、「女性の国民的衣装計画」は挫折に終わり、流行を追い求める女性たちの競争はこの後もさらに加速したのである⁵¹。

むすび

本稿では、啓蒙思想の影響により奢侈品消費に一定の肯定的認識が普及しつつあった18世紀末、この傾向に逆行する形で政府が主導した「女性の国民的衣装計画」に着目し、この史料を、啓蒙専制君主として知られるカルロス3世期の経済社会政策を考察するための一助とした。また、この計画発表を契機として引き起こされた論争、とりわけマドリードの「貴婦人評議会」の反対意見を分析することにより、知識人女性の言説の中に進歩的な啓蒙思想・自由主義的価値観の萌芽を析出することを試みた。

國務大臣フロリダブランカ伯爵の強力な支持を受けた「女性の国民的衣装計画」は、女性の着衣に見られる奢侈傾向を、国庫および家計に深刻な損害を与えるものとして批判するものであった。すなわち一方では、外国製品によって独占されている贅沢品市場を国内の生産者に奪回させようとする家父長主義的産業保護の観点からの批判であり、またもう一方では、家計を圧迫するそのような傾向が家庭崩壊・婚姻率の低下・人口減少につながるという視点からの批判だった。

以上のような批判に基づいて、この「計画」の発案者M.O.が第一に提言したのが、女性の衣服の材料・装飾品を国産品に限定するという、重商主義に典型的なものであった。しかし、国家の利益だけを考慮した強制的奢侈禁止令が効力を発揮しないことは過去の数多くの事例からも明白であった。し

50 op. cit. (*Vestir la identidad...*), pp.151-152.

51 その後も続いたブルジョアジーの俗物的な慣習については、19世紀のロマン主義文学の中で風刺的に描写されているとおりである。

たがって、女性にとっても魅力的なものであることが計画成功の鍵となる。そこで、M.O.は、女性の奢侈傾向の要因が外見に関する虚栄心と競争心にあると示したうえで、流行の変化に追いつかなければならぬという強迫観念から女性たちを解放するための環境を整えること、またそれと同時に、身分の高い女性たちの自尊心を損なわないことという、2つの条件を満たすことのできる制度の確立を目指した。その結果提案されたのが、男性の軍服制度にヒントを得たものだった。これは、夫・息子・父・兄弟の社会的地位に応じて女性を序列化し、ランクに応じて、用途別（盛装用・一般の日用・外出用）の「制服」と階級章を定めるという制度である。しかし、この提唱によって浮き彫りになるのは、女性の立場に立った制度としてよりはむしろ、女性の明確な序列化に重点を置いた社会統制政策としての性格である。ブルジョアジーの着衣に見られる奢侈傾向は、社会序列における境界線の曖昧さを可視化するという点で、身分制の秩序に立脚した絶対主義王権にとって看過できないものだったのである。社会のボーダレス化を象徴する無秩序な奢侈傾向を抑制しようとする「国民的衣類計画」は、旧社会からブルジョアジー社会への移行過程に見られた反動的社会統制の試みとして、18世紀スペインにおける啓蒙主義的改革路線の限界点を示す一例といえよう。

そんな中で、「貴婦人評議会」が提示した「計画」実施に対する批判的な見解は重要な意味を持っている。「奢侈の抑制」を使命の一つとして課された団体であった以上、奢侈自体に対するあからさまな批判は避けられたものの、国内の衣服・装飾品製造業の生産力の乏しさ、「制服」の永久的固定・強制の難しさという観点から、計画の実現性の薄さを指摘した。また、階級章を介した社会序列の強化策を「嫌悪すべきもの」と評価し、奢侈問題の解決には教育を介した慣習・価値観の改革が必要であるという彼女たちの主張には、より進歩的な啓蒙思想が露見している。そして彼女たちこそ、教育の力により古い価値観から脱却した成功例に他ならないのである。このような女性たちの存在が明らかになったことは、今後啓蒙期スペインにおける女性研究を進めるうえで大きな手がかりになるだろう。



図1 「スペイン型」ドレス



図2 「カルロス型」ドレス



図3 「ブルボンまたはマドリード型ドレス」

出典：*Discurso sobre el Luxo de las Señoras y Proyecto de un Traje Nacional*, Madrid, 1788.



図4 「アルバ女公爵像」
(フランシスコ・デ・ゴヤ、1797)



図5 「万能なカルロス型または
ブルボン型ドレス」*
(ファン・デ・ラ・クルス、『スペイン衣服全集』)

出典：García Romeu, Emilia(coor.), *Vestir la identidad*, Madrid, 2004.

* 本来は「マドリード型」とすべきところをファン・デ・ラ・クルスは誤って「カルロス型」と記した。「万能」という言葉は、ミサへ出かけるときや散歩など、「外出」を意味する。

参考文献

<一次史料>

M.O., *Discurso sobre el Luxo de las Señoras y Proyecto de un Trage Nacional*, La Imprenta Real, Madrid, 1788.

Sempere y Guarionos, J., *Historia del luxo y de las Leyes Suntuarias de España*, Madrid, 1788.

<主な二次史料>

Artola, Miguel, *La economía española al final del Antiguo Régimen. IV. Instituciones*, Madrid, 1982.

Bolufer Peruga, Monica, "Culture and Gender in Spain : The Ambiguities of Enlightenment", *History Workshop Journal*, no.46, 1998, pp. 261-267.

——— "La imagen de las mujeres en la política sobre el lujo (siglo XVIII)", *VII encuentro de la ilustración al Romanticismo : La mujer en los siglos XVIII y XIX*, Cádiz, 1993, pp.175-187.

Dávila Corona, Rosa María y otras, *Diccionario histórico de telas y tejidos*, Salamanca, 2004.

Fuentes Quintana, Enrique (dir.), *Economía y Economistas españoles*, 3, *Ilustración*, Barcelona, 2000.

García Romeu, Emilia (coor.), *Vestir la identidad, construir la apariencia*, Madrid, 2004, pp.122-123.

González Arce, José Damian, *Apariencia y Poder : La legislación suntuaria castellana. En los siglos XIII y XV*, Jaén, 1988.

Leira Sánchez, Ameria, "El vestido femenino y el despotismo ilustrado : el proyecto de un traje nacional", *Conferencia Internacional de Colecciones y Museo de Indumentaria*, 1993, pp.237-241.

——— "El vestido en tiempos de Goya", *Anales del Museo Nacional de Antropología*, núm.4, pp.156-187.

López García, José Miguel, *El motín contra Esquilache*, Madrid, 2006.

Martínez, Cándida, Pastor, Reyna, De la Pascua, María José y Tavera, Susanna (dirs.), *Mujeres en la Historia de España*, Barcelona, 2000.

Noyes, Dorothy, "La Maja Vestida.Dress as Resistance to Enlightenment in Late-18th-Century Madrid", *Journal of American Folklore*, no. 111, pp.197-217, 1998.

Quintanilla Fernandez, Paloma, "Un traje nacional femenino", *Historia* 16, no.30, 1978, pp.115-121.